


開催・平成29年 2月20日

所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	東大和市地域包括支援センター事業実施要綱の一部を改正する訓令 について			
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要 旨				
<p>平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が開始されることに伴い、市内2か所の地域包括支援センター事業に総合事業に関する規定を追加する必要があるため、「東大和市地域包括支援センター事業実施要綱」の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第3条（実施事業）に、介護保険法第115条の46に規定する第1号介護予防支援事業等の規定を、第4条（利用することができる者）に、包括的支援事業及び第1号介護予防支援事業等の規定を追加する。</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 高齢者ほっと支援センターいもくぼ及びびなんがいに於いて、総合事業に係る第1号介護予防支援事業及び包括的支援事業の適切な実施が可能となる。</p>				
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、速やかに手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。